

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月6日

京都市長 門川 大作

京都市規則第36号

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「その都度市長が定める」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 広告を表示し、又は掲出する期間が30日以内のもの 1平方メートル1日につき3,080円
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 別に定める。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

区	分	受付を開始する日
(1)	特定施設の全面利用、野球場又は室内野球練習場に係る申請（(2)の項に掲げる申請を除く。）	優先的競技会等のためにするもの 利用日の属する年度の前年度の12月1日
	その他のもの	利用日の属する月の3箇月前の月の初日
(2)	1時間を単位とする補助競技場の全面利用、条例別表第2備考15の規定による野球場の利用又は室内野球練習場（野球場と併用するものを除く。）に係る申請	利用日の属する月の2箇月前の月の初日

別表第1備考中「優先的競技会」を「優先的競技会等」に、「のうち」を「、講習会その他の催物として」に改める。

別表第2 1区分の欄及び同表3区分の欄中「すべて」を「全て」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表6全面使用の項中「全面使用」を「全面利用」に改め、同表部分使用の項中「部分使用」を「部分利用」に改める。

第2条 京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「京都市西京極総合運動公園利用許可申請書（第1号様式）を」を削り、「いう。）」の右に「が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者」を加え、同条第3項中「第7条第6項本文」を「第7条第5項本文」に改める。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

第5条第3項中「第7条第6項本文」を「第7条第5項本文」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「次のとおり」を「指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)